

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務委託 設計者選考基本方針 (案)

1 基本設計者選考に関する基本的な考え方

(1) 競争性、透明性のある方法で設計者を選考

ア 幅広い設計者の中から本市に最適な設計者を選考するため、単体企業だけでなく、共同企業体での応募を認めるなど、参加資格を工夫する。

イ 選考過程の透明性確保とあわせ、設計する『人・組織』の能力を評価し、柔軟な対応力を持つ設計者を選考するため、公開プレゼンテーションを実施する。

(2) 本事業に有効な高い能力を持つ優れた設計者を選考

ア 清掃関連施設の撤去後までを見通した庁舎建設予定地全体の整備完了イメージを描き、新庁舎建設基本計画、(仮称) 新福祉社会館建設基本計画等の理念を具体化する優れた建築計画力、デザイン力、技術提案力及び業務遂行力を持つ設計者を選考する。

イ 新庁舎及び(仮称) 新福祉社会館が有する各種機能を有機的かつ合理的に整理する実行力を持つ設計者を選考する。

ウ 市民との合意形成力及び庁内外の意思決定に必要なかつ的確な判断材料を提供できる高い能力を持つ設計者を選考する。

エ 早期竣工、費用縮減等を実現できる技術提案力を持つ設計者を選考する。

2 設計者選考方式

本事業においては、設計段階でも要望を入れられること及び一定以上の技術力を有する者を設計者として選考する必要があると考える。

については、本市の特性を的確に捉えた技術提案を求めるとともに、取組体制、実績、技術力等を総合的に評価することにより、優れた「設計者(人)」を選考する方式であるプロポーザル方式が、本市において最適な設計者選考手法であると考えます。

なお、「小金井市プロポーザル方式業者選考に関するガイドライン」では、プロポーザル方式の実施方法は、原則公募としており、指名型プロポーザルとすべき特段の理由がないことから、公募型プロポーザル方式を採用することとし、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計委託事業者選考等委員会(以下「選考等委員会」という。)において、基本設計者を選考することとする。

3 参加表明者及び配置予定技術者の参加資格に関する方針（資料3-1）

(1) 参加表明者の企業形態について

広く応募者を募る考えから、単体企業に限定せず、設計共同企業体（以下「JV」という。）での応募も可能とする。

(2) 参加表明者に参加資格として求める設計業務実績

平成21年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、延床面積6,000㎡以上の公共施設（いずれも平成21年国土交通省告示第15号別添二による建築物の類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち6,000㎡以上の面積が類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類）の用途であるものに限る。）の建設に関する基本設計業務又は実施設計業務を元請で受託し、参加表明書の提出日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者

(3) 管理技術者及び各主任担当技術者に参加資格として求める設計業務実績

平成21年4月1日以降に、延床面積6,000㎡以上の施設（いずれも平成21年国土交通省告示第15号別添二による建築物の類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち6,000㎡以上の面積が類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類）の用途であるものに限る。）の建設に関する基本設計又は実施設計業務の実績を有すること。

4 設計者選考の実施に関する方針（資料3-2参照）

一次選考段階で全ての技術提案書の提出を求めることとする。

5 技術提案書についての方針（資料3-3参照）

業務実施方針、技術提案テーマ（3項目）ごとにA3横1枚で計4枚とする。

(1) 業務取組方針

(2) 土地利用計画、建築計画及び合理的な施工計画に関する考え方

(3) 複合施設としての機能連携の考え方

(4) ライフサイクルコスト等の低減、コンパクトな施設建設、環境負荷軽減の考え方

6 一次選考に関する方針（資料3-4参照）

(1) 一次選考

参加資格は事務局において厳格に確認する。その結果、参加資格が認められない参加表明者は失格として選考等委員会に報告する。

(2) 一次選考の方式

ア 一次選考は二次選考に進む5者を選定するものであり、二次選考に一次選考結果は持ち越さないこととする。

イ 一次選考には、多様な方式があるが、【投票方式】、【採点方式】、【順位採点方式】の3方式から選考等委員会の協議により方式を決定することとする。

(3) 一次選考通過者名の公表

選考プロセスの透明性の観点から、一次選考通過者名は一次選考後、市のホームページにて公表することとする。

7 技術提案書に関する事前質疑について（資料3-5）

一次選考において、二次選考に進む5者に対して事前に提案内容に関し質問しておきたい内容があった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングより前の段階で、参加表明者に対し質疑を送付し、二次選考前にその回答を求めることを検討する（非公開）。

8 二次選考に関する方針

(1) 各技術提案テーマの配点

各提案テーマの評価点について、他自治体でのプロポーザル事例等や「全てのテーマに対して幅広い提案が期待できる」ことなどから、提案テーマごとに評価点を変える傾斜配点ではなく、フラット配点とする。

(2) 市民に開かれた選考プロセスとするため、公開プレゼンテーションを行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングにより、実際に設計を担当する技術者を評価する。

(4) 設計料見積額の評価

プロポーザル方式は本来見積額を評価すべきではないが、市の税金を執行する観点から契約金額の妥当性を評価するため、評価項目として設定することとし、全体に占める評価点の割合を低く設定することとする。

(5) 事業候補者及び次点者の選考

合計点の最も高い者を事業候補者、第2位の者を次点者とする。

参考：国土交通省 告示 15 号 別添二

| 建築物の類型 | 建築物の用途等 | |
|-----------------------------|----------------------------|--|
| | 第1類(標準的なもの) | 第2類(複雑な設計等を必要とするもの) |
| 一 物流施設 | 車庫、倉庫、立体駐車場等 | 立体倉庫、物流ターミナル等 |
| 二 生産施設 | 組立工場等 | 化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等 |
| 三 運動施設 | 体育館、武道館、スポーツジム等 | 屋内プール、スタジアム等 |
| 四 業務施設 | 事務所等 | 銀行、本社ビル、庁舎等 |
| 五 商業施設 | 店舗、料理店、スーパーマーケット等 | 百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等 |
| 六 共同住宅 | 公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等 | 分譲共同住宅等 |
| 七 教育施設 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 | — |
| 八 専門的教育・研究施設 | 大学、専門学校等 | 大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等 |
| 九 宿泊施設 | ホテル、旅館等 | ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等 |
| 十 医療施設 | 病院、診療所等 | 総合病院等 |
| 十一 福祉・厚生施設 | 保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等 | 多機能福祉施設等 |
| 十二 文化・交流・公益施設 | 公民館、集会場、コミュニティセンター等 | 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等 |
| 十三 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの） | 戸建住宅 | — |
| 十四 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの） | 戸建住宅 | — |
| 十五 その他の戸建住宅 | 戸建住宅 | — |